

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	1-019796

2. 指名停止措置期間

令和5年5月9日 から 令和5年6月8日 まで 1か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

(株)フジタの従業員は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3) 宿舎新設建築工事(その1)」において、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第15号(1)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) (略)	当該認定をした日から 1月以上9月以内